

弘前市 町会の魅力発信に関する協定書

弘前市町会連合会（以下「甲」という。）と弘前市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、次に掲げる目的を推進するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民がお互いに支え合い、安心して暮らすことのできるあたたかいまちづくりを目指し、甲と乙が相互に連携協力し、町会活動を広く発信して町会への関心を高めることで、町会加入及び町会活動への参加促進を図り、町会の維持・活性化に資することを目的とします。

（甲の取組）

第2条 甲は、ホームページ等を用いて町会の魅力に関して広く発信を行うとともに、次項に掲げる取組を推奨するため、研修や啓発を行います。

2 甲を組織する単位町会は、住民に対して町会の魅力発信を積極的に行うとともに、新たな魅力づくりを行うことなどによって、町会加入及び町会活動への参加促進に努めます。

（乙の取組）

第3条 乙は、広報誌やホームページ等を用いて町会の魅力に関して広く発信を行うとともに、前条に掲げる取組を支援します。

（意見交換）

第4条 甲及び乙は、町会の魅力を発信するための取組を推進するため、積極的に意見交換を行い、相互に協力できる取組の確認やそれぞれの取組の状況について情報共有を図ります。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、協定締結日から1年間をもって終了するものとします。ただし、期間満了の日1か月前までに甲または乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とします。

（協議）

第6条 本協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定することとします。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとします。

令和3年4月26日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市町会連合会

会長 山崎 三千雄

乙 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市

弘前市長 櫻田 宏